

Client Alert

30 May 2024

日本語版に
関するお問い合わせ先：



阿江 順也
パートナー
03 6271 9491
junya.ae@bakermckenzie.com



山口 涼
シニア・アソシエイト
03 6271 9499
ryo.yamaguchi@bakermckenzie.com



岩本 彩花
アソシエイト
03 6271 9718
ayaka.iwamoto@bakermckenzie.com

米国：CFIUS 規制に関する規則案の公表

概要

2024年4月11日、米国財務省投資安全保障局は、対米外国投資委員会（以下「CFIUS」）に関する規制を修正する規則案を公表した。この規則案は、2018年外国投資リスク審査現代化法施行後初のCFIUSによるリスク緩和及び執行に関する規定の実質的な改定であり、2022年10月22日に発表されたCFIUSの執行と罰則に関するガイドラインに続くものである。このガイドラインに関する記事は[こちら](#)をご参照いただきたい。

本規則案は、CFIUSの事実調査手段を拡大し、リスク緩和措置の交渉における手続上の問題に対処し、罰則を強化するものである。

詳細

- **届出されていない取引に係る情報請求**：本規則案は、届出されていない取引に関してCFIUSが要求できる情報の種類を拡大するものである。現在、CFIUSはCFIUSの管轄権の有無に関連する情報を要求することができる。本規則案では、CFIUSは、取引が国家安全保障上のリスクをもたらすかどうかに関連した質問をすることができる。この変更により、CFIUSは当事者から届出を受領する前に、国家安全保障上の考慮事項に関連する初期的な事実調査を行うことができるようになる。このような事実確認には、例えば、米国におけるビジネスに係る技術や運営、顧客（政府との契約など）に関する質問が含まれる可能性がある。
- **リスク緩和措置に係る交渉のタイムライン**：規則案では、当事者がCFIUSから期間の延長を認められない限り、提案されたリスク緩和措置に係る条件（初回提案、及びその後の提案又は修正）に回答する期間を3営業日とする。このタイムラインと期間延長の手続は、届出に係る審査中の質問に対する回答プロセスと一致している。現在、CFIUSのリスク緩和措置の提案に対する回答にはそのような時間的制約はないが、多くの場合、当事者はCFIUSの提案に回答することに非常に意欲的である。しかし、CFIUSが指摘しているように、取引がすでに実行されている場合には、当事者は必ずしも迅速に回答する意欲があるとは限らない。この時間的制約は、そのような局所的な状況に対処しようとするものであるが、リスク緩和措置の協議に広範な影響を及ぼすことになる。通常、外国投資家及び米国企業はCFIUSの提案に対する回答をまとめるのに3日以上要するため、当事者は回答を十分に検討するためCFIUSに時間的な猶予を求めることになる。
- **民事制裁金**：規則案は、民事罰が課される可能性のある条件を拡大し、特に、申告や届出以外の状況（例えば、届出されていない取引に関する情報請求、モニタリング又は執行に係るコンプライアンス、機関への通知）における重大な虚偽記載、不備、虚偽の申告に対して、民事罰が課される可能性のある状況を拡大するものである。加えて、本規則案は重大な虚偽記載、不備、又は虚偽の申告に対する民事罰の最高額を、1回の違反につき25万ドル



から 500 万ドルに引き上げる。さらに、本規則案は民事罰の再審議申立に関する期間を延長している。

- **第三者への召喚状**：規則案では、CFIUS が求める情報について第三者に対して召喚状を発することのできる場合も拡大されている。現在、CFIUS は、必要と判断した場合には、第三者から情報を入手するために召喚状を発することができる。規則案では、この規定を修正し、CFIUS は、**適当と判断した場合には、第三者から情報を入手するために召喚状を発行することができるもの**としている。

米国財務省は、連邦官報に掲載された本規則案について、パブリックコメントを求め、パブリックコメントは連邦官報に掲載された日から 30 日間受け付けられた。